

(略)

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
同	中	村	ひろし
同	茂	垣	之 雄
同	後	藤	靖 子
同	小	粥	純 子

令和 7 年 8 月 8 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、新宿区福祉事務所が、賃貸住居の管理費増額に伴い、請求人に支払う生活保護費を減額したのは違法・不当であるとして、減額分の返金等を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、違法・不当な財務会計上の行為があると認める普通地方公共団体に対して損害補填の措置等を請求できるものであり、住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の財務会計上の行為に限られる。

特別区に居住地を有する要保護者への保護の決定及び実施については、特別区長がその管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者の保護を決定し、かつ、実施しなければならないとされている（生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 1 9 条第 1 項第 1 号及び法第 2 8 3 条第 2 項）。また、この保護の実施に要する費用（以下「保護費」という。）については、特別区が支弁し（生活保護法第 7 0 条第 1 項第 1 号イ）、特別区が支弁した保護費の 4 分の 3 を国が負担するとされている（同法第 7 5 条第 1 項第 1 号）。

そうすると、請求人は新宿区に居住地を有する要保護者であるから、その保護の実施

機関は新宿区長である。また、請求人は、受給している保護費として、住宅扶助や生活扶助を挙げているが、これら保護費は新宿区が支弁し、新宿区が支弁した保護費の4分の3を国が負担することとなる。

したがって、本件請求の対象行為である請求人に対する保護費の支給は、新宿区の財務会計行為となり、都の財務会計行為ではないから、本件請求は、都の住民監査請求の対象とはならない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。